

令和7年度空き家等対策支援専門家派遣事業 実施報告書

困難事例空き家の対応に関する司法書士相談（令和7年7月31日実施）

【相談内容】

- ・相続人調査が終わったが、代襲相続人が多いため、正しく相続人として判定できているかの確認
- ・相続人に送付する通知の記載内容の助言
- ・債権会社への問い合わせ通知の内容の精査

【助言】

- ・所有者より後に亡くなった代襲相続人がいるので、所有者本人の代襲相続人宛ての通知と、亡くなった代襲相続人の代襲相続人宛ての通知で、通知を送付することになった理由を明記する等記載内容を変えた方がいい。
- ・通知を送付したら問い合わせが来ると思うが、どんなことを聞かれるか想定し、どこまで答えるかすり合わせしておく。個人情報保護法も確認しておく。
- ・債権会社も相続人調査をして通知している可能性もあるので、問い合わせ内容に追加する。特定空家に指定することも視野に入れていることも記載する。

以上の内容について助言をいただきました。